

令和 2 年度 市立学校教職員研修補助金

評価表

NO.

61

所管部課名	教育部 学校教育課	担当者	前田 隆盛					
事務事業名	市立学校教職員研修補助金							
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
令和 2 年度 予算額	750 千円	国県支出金 千円	一般財源 750 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差		プラス 2P		令和 7 年度			
成果指標②	各中学校区における小中一貫教育合同研修会年間平均実施回数		15回		令和 7 年度			
補助対象者	市内の小・中学校に勤務する県費負担教員							
補助対象経費	薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したもの							
補助対象事業・活動の内容	教職員の授業力向上や指導法改善、ひいては本市児童生徒の学力向上につなげるため、全国の先進地校を視察し、先進地校の取組を学ぶ研修を対象とする。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助金交付要領別表に定める額							
上記項目の積算方法	定額							
補助を受ける 過去 3 年の事業（団体）等の 決算状況	項目		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		市補助金	860, 000	100. 0%	858, 000	100. 0%	793, 140	100. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%	0	0. 0%
	計		860, 000	100. 0%	858, 000	100. 0%	793, 140	100. 0%
	支出	事業費	860, 000	100. 0%	858, 000	100. 0%	793, 140	100. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計		860, 000	100. 0%	858, 000	100. 0%	793, 140
	支出計/前年度支出計				99. 8%		92. 4%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%		0. 0%		
交付件数		21		30		20		
成果指標の推移①		-3. 9		-0. 6		-4. 1		
成果指標の推移②		10. 6回		8. 8回		7. 9回		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 9 年度評価「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】学校への文書による直接案内 【費用対効果】鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差（中 1） 【補助事業以外の事業】特に無し 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	教職員の資質向上は、児童・生徒はもとより保護者ひいては、地域住民等、市民にとってその公益性を示すものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	本市に勤務する教職員に対する補助であり、本市教育目標や重点施策を受けて取り組んでいる各校の学校教育目標達成のために必要である。また、先進地における研修後は、各中学校区で還元されており、その効果も期待できる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	全市で取り組む小中一貫教育は9年間を見通した「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進していくため、先進地における研修後は、各中学校区で還元されておりその効果も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	教職員の資質向上のための補助金であり、行政が直接行うことはできない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	「小中一貫教育」や「英語教育の充実」等に関する研修を対象としており、本市以外の「小中一貫教育先進地域・先進校」の取組を実際に行って学ぶためには旅費補助が有効である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象の研修や経費の執行内容等が明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。
〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 本市に勤務する意欲的な教職員の教育に対する姿勢は学校教育全般にわたり児童・生徒の健全育成や学力向上に大きな影響があり、教職員の研修意欲を充足させ、授業力を改善・向上させることは、児童・生徒の学力向上の効果が期待できるため。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ これまで主に、本市教育行政の柱である「小中一貫教育」に関する研修への参加に対し補助金を支出してきたが、もう一つの教育行政の柱「英語教育」や「学力向上」に関する研修も今後更に深めていく必要がある。		☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

市立学校教職員研修補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる市立学校教職員研修補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市立学校教職員研修補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 教職員の資質向上、教育研究活動（教育行政を含む。）その他、本市学校教育の振興を図るものであること。
- (2) 市内の小中学校及び義務教育学校に勤務する県費負担教職員（校長、教頭、教諭（助教諭を含む。）、養護教諭（養護助教諭を含む。）及び事務職員）であること。
- (3) 薩摩川内市校長会、薩摩川内市教頭会の自主研修会に係るものであること。

(補助金の額)

- 第3条 市立学校教職員研修補助金の額は、別表1に定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、九州管内のJRを利用した日帰り研修に係る市立学校教職員研修補助金の額は、別表2に定めるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号に係るものについては、講師への旅費相当額、謝金相当額（市の規程による。）とする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、教育部長が真に必要と認める場合は、予算の範囲内で、補助金の額を増額又は減額できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 市立学校教職員研修補助金は、薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したもの、及び薩摩川内市校長会、薩摩川内市教頭会が開催する自主研修会に交付する。

(交付の申請)

- 第5条 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、研修日の前日までとする。
- 2 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 薩摩川内市立学校教職員研修派遣申請書（様式第1号）

(2) 薩摩川内市立学校教職員研修補助金交付申請書（様式第 2 号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

3 前項にかかわらず、薩摩川内市校長会、薩摩川内市教頭会の自主研修会に伴う市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 薩摩川内市立学校教職員研修補助金交付申請書（様式第 3 号）

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（交付の基準）

第 6 条 市立学校教職員研修補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に市立学校教職員研修補助金を交付することが適当でない
と認められる場合

（実績報告）

第 7 条 研修者は、研修を終了し帰任後 1 か月以内に研修結果をまとめた実績報告書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、薩摩川内市校長会、薩摩川内市教頭会は、自主研修会終了後 2 週間以内に研修結果をまとめた実績報告書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

（効果の測定）

第 8 条 市立学校教職員研修補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果という。）は、補助事業者が提出した研修実績報告書の研修の効果および課題への取組状況を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 市立学校教職員研修補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の教育行政施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（削除）

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、改正後の市立学校教職員研修補助金交付要領の規定は、平成 23 年度以降の年度分の市立学校教職員研修補助金について適用する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。